

コンプライアンス上問題のある場合の、情報窓口設置

コンプライアンス上の問題が生じた場合は、これを早期に発見し適正に問題を解決するため、内部通報窓口として「企業倫理委員会の窓」を設置し、電話もしくは電子メールによる社員からの通報を受け付けています。

この内容を内部通報規程に以下のように定めて運用しています。

【趣旨】

コンプライアンスの観点から問題が生じた場合に会社へ通報する「内部通報制度」について内部通報規程で定めています。

【適用範囲】

「内部通報制度」は、アイカグループ各社の正社員、パートタイマー、嘱託、契約社員および派遣社員（以下において社員という）に適用します。

【通報の義務】

1. コンプライアンスの観点から問題が生じていることを知ったときは、原則として、職場の上司へ報告することとする。
2. 何らかの事情により上記職制ラインでの報告・処置が困難な場合には、その行為の具体的内容、その行為を行っているものの氏名・所属を通報窓口へ通報しなければならない。
3. 社員は、コンプライアンスの観点から問題が生じていることを知りながら、それを放置してはならない。

【通報に際し】

通報者の氏名・部署は公表しないものとする。